

# 令和2年度千葉市中小事業者向け 省エネルギー設備導入促進事業補助金のご案内 (二次募集)

千葉市では、二酸化炭素の排出量の削減を促進するため、省エネルギー設備を導入する中小事業者に対し、補助金を交付します。

| 補助対象設備                                                          | 申請受付期間                                      |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 高効率照明<br>高効率空調<br>産業ヒートポンプ<br>業務用給湯器<br>変圧器<br>冷凍冷蔵設備<br>産業用モータ | 令和2年9月1日(火)<br>～令和2年9月30日(水)<br>(土・日・祝日を除く) |

## 1 補助対象事業者

市内に本社(※1)を有する中小事業者(※2)で、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税(延滞金を含む。)の滞納がないこと。
- (2) 同一の省エネルギー設備について、市から他に補助金等を受けていないこと(※3)。

※1 本店登記及び本社機能(総務、経理、その他の事業の統括を行う部門)があり、代表取締役が常駐する事務所をいう。

※2 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者をいう。

※3 他に補助金等を受けていることが判明した場合、この補助金を受けることができません。また、申請時には、他に市から補助金等を受けていないか、市で審査を行うことに同意していただきます。

なお、補助金の交付後に同一の省エネルギー設備について市が行う他の補助金等の交付を申請した場合は、交付決定の取消し対象となります。

## 2 補助対象事業

補助対象事業者で、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 市内の事業所に省エネルギー設備を設置すること。
- (2) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できる等、地球温暖化対策に資すると認められるもの。
- (3) 既存設備の更新に伴って省エネルギー設備を設置すること（既存設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所へ設備を導入する場合を含む。）。
- (4) 交付決定を受けた日以後に省エネルギー設備の設置工事に着手すること。省エネルギー設備をすでに設置済み又は工事中の場合は、補助対象になりません。
- (5) 令和3年3月15日（月）までに工事が完了すること。

## 3 補助対象設備

- (1) 高効率照明、高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータであり、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱別表第1の要件を満たすこと。
- (2) 未使用品であること。

## 4 補助金の額と補助対象経費

- ・補助対象経費：補助対象設備の設備費用（※工事代等は含みません）
- ・補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）
- ・補助上限：100万円

## 5 補助金の交付を受けるために必要な手続き

### (1) 交付申請受付

#### ア 提出書類

- ① 千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象事業計画書（様式第2号）
- ③ 補助対象事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 【申請者が法人の場合】事業者の法人登記事項証明書（履歴事項証明書）
- ⑤ 【申請者が個人の場合】個人営業証明書
- ⑥ 【事業所が既築の場合】登記事項証明書(建物)
- ⑦ 【建て替え、移転により事業所を新築する場合】建物の工事請負契約書の写し
- ⑧ 省エネルギー設備の導入費用に係る見積書等の写し（当該導入費用の内訳が不明で

ある場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)

- ⑨ 省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類
- ⑩ 省エネルギー設備の配置図
- ⑪ 省エネルギー設備の設置箇所を明らかにする当該事業所の現況のカラー写真
- ⑫ 省エネルギー設備を導入する事業所の場所を明らかにする地図
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

## イ 申請受付期間

令和2年9月1日(火)～令和2年9月30日(水)(土・日・祝日を除く)

〈受付時間：9：00～17：00〉

※ 申請受付期間内に予算額を上回る申請があった場合は抽選により対象者を選定します。

※ 選定を受けた申請者は、以下の審査期間で書類審査、交付決定を行います。

・審査期間：約1か月程度

## ウ 提出方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

## エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5199

## (2) 実績報告

### ア 提出書類

- ① 千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書(様式第8号)
- ② 補助対象事業収支決算書(様式第9号)
- ③ 【建て替え、移転により事業所を新築した場合】登記事項証明書(建物)
- ④ 省エネルギー設備の導入費用に係る支払いを証する書類の写し(当該導入費用の内訳が不明である場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)
- ⑤ 【省エネルギー設備の配置等を変更した場合】変更後の省エネルギー設備の配置図
- ⑥ 省エネルギー設備の設置状態が確認できる当該事業所の現況のカラー写真
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

### イ 提出期限

事業が完了した日(省エネルギー設備の使用が可能となった日)から起算して30日以内。ただし、上記期日よりも最終期限である令和3年3月15日(月)の方が早い場合は、その最終期限までに必着のこと。

実績報告書が最終期限までに提出されない場合、補助金が受けられなくなりますのでご注意ください。

## ウ 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

## エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階  
千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室  
電話 043-245-5199

## 6 注意事項

- (1) 各種提出書類の押印欄には、提出する書類全てに同一の印（代表者印等）を使用してください。
- (2) 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等）は、3か月以内に発行した書類を提出してください（郵送の場合は、書類の原本を提出してください。持参で書類を提出され、窓口で原本の確認ができた場合は、写しの提出でも構いません）。
- (3) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続については、原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届（様式第17号）を提出することにより、手続の代行を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (4) (3) の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) 各種提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いかねます。
- (6) 本補助事業により取得した機械等（以下「財産」という。）を処分するにあたり、財産の処分制限が発生する場合がありますので、処分前に千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金要綱第15条をご確認ください。
- (7) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

### 【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階  
千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室  
電話 043-245-5199  
FAX 043-245-5553  
E-mail kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp